

原子力災害対策特別措置法の改正案

1. 原子力災害予防対策の充実

(1) 原子力事業者の防災対策・訓練の強化

原子力事業者の防災訓練の実施状況を国が確認し、必要な改善等を命令することができることとし、違反した場合の罰則等も措置する。

(2) 原子力災害対策重点区域(いわゆるEPZ)見直しへの対応

原子力事業者が防災業務計画の協議や事故事象の通報等を行うべき関係周辺都道府県知事の要件を改正する。

2. 原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化

(1) 副本部長・本部員の増員

全ての国務大臣を本部員とし、副大臣のみならず大臣政務官も本部員に任命可能とともに、本部長(内閣総理大臣)を支える副本部長(環境大臣)も増員可能にする。

3. 原子力緊急事態解除後の事後対策の円滑化

(1) 原子力災害対策本部による事後対策の推進

原子力緊急事態解除後も引き続き原子力災害対策本部を存置し、事後対策の推進のための本部長による各省・自治体等への指示権等を確保する。

※ 自治体の災害対策本部も併せて存置し、原子力災害事後対策を実施。

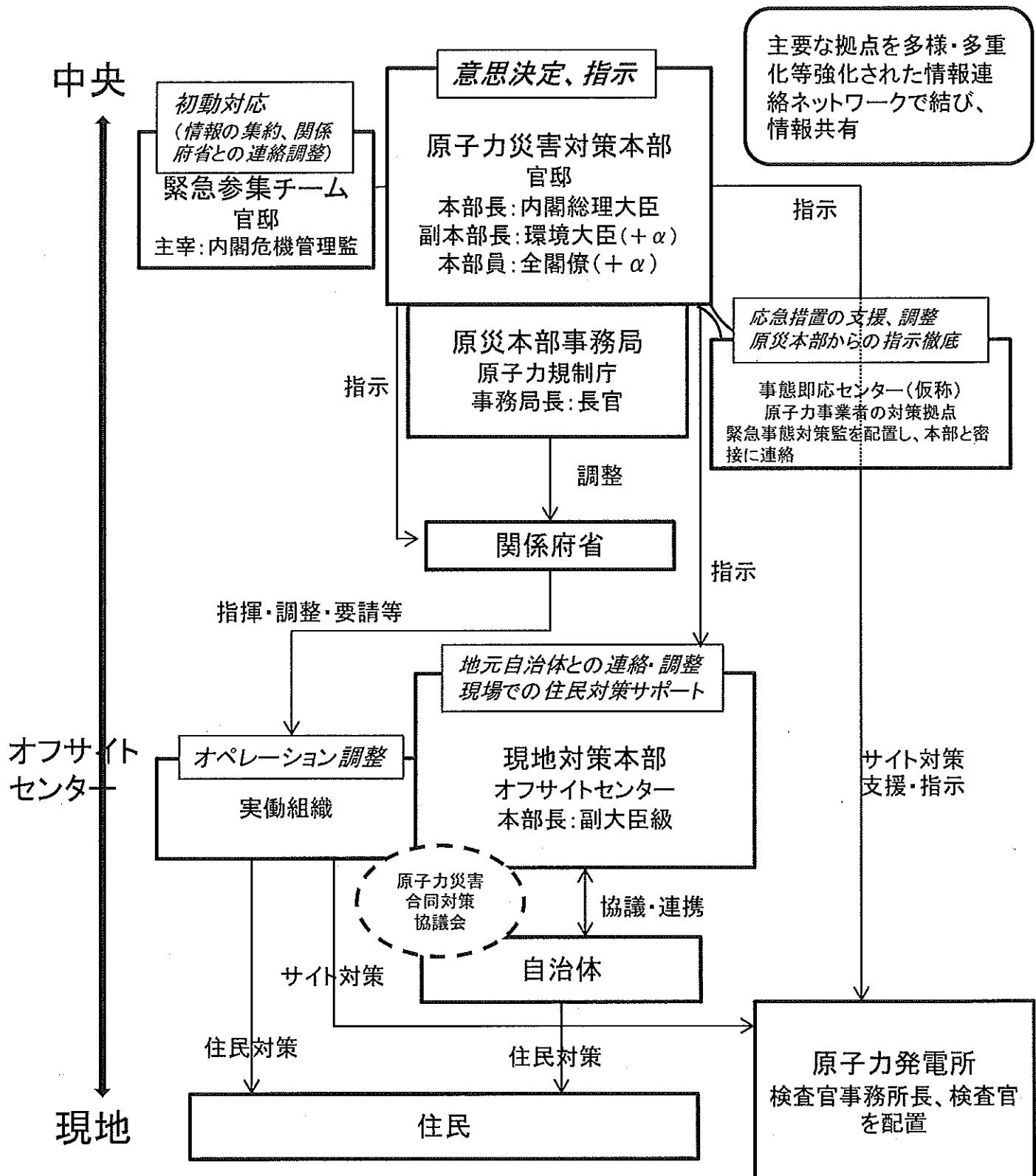
(2) 市町村長による避難指示等の存置

残留する放射性物質から住民の安全を確保するため、市町村長による避難指示や立入制限等を行うことができるとしている。

4. 原子力防災指針の法定化

環境大臣による原子力防災指針の策定を法定化し、各府省・自治体等による原子力災害対策の実施に係る専門的・技術的事項を規定する。

原子力緊急事態における対応体制(案)



国・地方の防災計画策定など今後の対応内容とスケジュール（案）

原子力安全規制組織等改革準備室

東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故への対応と教訓を踏まえ、政府において、原子力災害対策特別措置法（原災法）の改正、防災基本計画、防災指針等の改定の準備を進めているところ。

これらの改正・改定に伴い、都道府県及び市町村では、地域防災計画の策定・改定、オフサイトセンターの立地見直し又は放射線対策を求められることとなる。

以下、地域防災計画改定に直接的に影響する防災基本計画、防災指針、原災法政省令、原子力事業者防災業務計画に関し、今後の対応内容とスケジュールを示すとともに、地域防災計画のスケジュールと、国による支援策の概要を示す。

1. 防災基本計画

当面の予定

- ・4月の原子力規制庁の発足に合わせ、防災基本計画を改定。

4月改定の内容

- ・組織の再編や福島事故の教訓等を踏まえ、関係機関の役割や対応手順を見直し。

その後の改定

- ・EAL、OILによる住民防護の手順
- ・事故調査・検証委員会等の報告の反映 等

2. 防災指針

当面の予定

- ・4月の原子力規制庁の発足に合わせ、防災指針を改定。

※ 従前、原子力安全委員会が決定していたものを、今般の原災法改正において原子力規制庁が策定するものとして法定化。

4月改定の内容

- ・3月中に予定されている原子力安全委員会による中間とりまとめのうち、検討が終了し、方向性が具体的になった事項を防災指針に反映。
(E P Z拡大等)

その後の改定

- ・E A LとO I Lに基づくP A ZとU P Zの防護措置の発動
- ・その他、中間とりまとめの積み残しとなった事項 等

3. 原災法の政省令

当面の予定

- ・4月の原災法の施行に合わせ、政省令を改正。

4月改定の内容

- ・E P Z拡大に伴う協議・通報等の関係都道府県知事の追加（政令）
- ・原子力事業者防災業務計画の記載事項の変更（省令） 等

その後の改定

- ・E A Lの区分（政令・省令）
- ・オフサイトセンターの要件変更（省令） 等

4. 原子力事業者防災業務計画

当面の予定

- ・原災法の省令改正に伴い、防災業務計画を改定。

改定の内容

- ・シビアアクシデントを想定した訓練の実施
- ・その他、具体的な内容を検討中

その後の改定

- ・E A Lの具体的な基準

5. 地域防災計画

当面の予定

- ・都道府県と市町村においては、4月の防災基本計画及び防災指針の改

定を踏まえ、地域防災計画を改定・策定。

※ 改正原災法に基づく防災指針を踏まえた地域防災計画の改定等は、半年程度の経過措置期間を設定。

改定の基本的な考え方

- ・資料5参照

国による支援の内容

- ・国は、地域防災計画の策定に関し、以下の支援策を準備中。
 - ①策定ガイドラインの公表
 - ②避難シミュレーションの支援
 - ③P A Z・U P Zの線引きのための被害想定シミュレーションの実施
 - ④E A LとO I Lによる新たな防護対策手順の周知（説明会の実施）

その後の改定

- ・E A L・O I Lに関する防災指針改定等を踏まえ、地域防災計画を改定。

6. オフサイトセンター

当面の予定

- ・1月、オフサイトセンターの実態調査の実施
- ・2～3月、原子力安全委員会によるオフサイトセンターの機能等のあり方の検討
- ・4月以降、原子力規制庁において機能要件を検討し、道府県と調整の上、移転が必要と判断されれば立地調査・設計を実施。移転の必要がないものについては放射線対策のための工事を実施。

以上

地域防災計画（原子力災害対策編）策定に向けたガイドライン（案）

内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室
原子力安全・保安院原子力防災課

趣旨

東京電力福島原子力発電所における原子力事故への対応を踏まえ、原子力防災に関する抜本的な見直しが行われているところであり、地域防災計画（原子力災害対策編）についても検討を行うことが必要となっている。

これに当たり、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画（原子力災害対策編）、防災指針（原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」）の改定等を踏まえた内容とすることが本来必要であるが、これらについても、IAEA閣僚会議に対する日本国政府報告書（平成23年6月7日）、原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」（平成23年11月1日）、原子力事故再発防止顧問会議の提言（平成23年12月13日）、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の中間報告（平成23年12月26日）等を踏まえ、現在並行的に見直し作業が行われているところである。

原子力防災については、危機管理上の観点から早期の体制整備が求められるものであり、地方公共団体における検討や事前準備に資する観点から、上記の提言等を踏まえ、地域防災計画（原子力災害対策編）策定に向けたガイドラインを下記のとおり取りまとめた。関係地方公共団体におかれては、地域防災計画の見直しの準備を進められるようお願いする。

なお、本ガイドラインは、現時点における見通しに基づき整理したものであり、関係法令や防災基本計画の改定等の進捗、事情の変更等があれば、追補、修正等していく予定である。また、関係法令等の改定等がなされた段階で、本ガイドラインとは別に、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に関するマニュアル等を改めて示す予定である。

1. 基本的な考え方

- ① 福島原子力発電所における原子力事故への対応を踏まえ、以下の事項をポイントとして地域防災計画の見直しを行うことが必要である。
- 過酷事故、地震や津波等との複合災害への対処
 - 原子力事故の初期段階における即応体制の確保
 - 周辺地域における原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処
 - 被災者の生活支援、除染、放射性廃棄物の処理等への対処
 - 災害時要援護者への十分な配慮 等
- ② 地域防災計画と関連する事項として、全体の防災体制や災害対応の流れ等について以下の方向で見直しが行われているところであり、同計画の見直しもこれと整合した内容で行うことが必要である。
- 原子力規制庁を設置し、原子力安全規制に関する業務を一元化。原子力事故の発生時においても、同庁にて原子力災害対策本部事務局を担うなど主体的に対応。
 - 原子力災害に関する対応の大枠については、原子力災害対策本部において一義的に判断。特に初動においては、官邸に主な事務局機能を集約する等して、関係省庁の間で緊密に連携しながら即応体制を確保。
 - 現地における実質的な災害対応を担う原子力災害対策本部の組織として、緊急事態応急対策拠点施設（OFC）に現地対策本部を設置するとともに、電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置。原子力事故の応急措置に関するオンサイト対応については原子力施設事態即応センター（cf. 政府・東京電力統合対策室に相当）、周辺地域の住民防護等に関するオフサイト対応については現地対策本部（原子力災害合同対策協議会にて関係地方公共団体と連携）を中心に対処。
 - 原子力被災者の生活支援を担う原子力災害対策本部の組織として、原子力災害被災者生活支援チームを設置。同チームの立上げは本部設置時から速やかに行い、緊急的な住民避難等が完了した後の段階における生活支援等の主力を担う。
 - 原子力緊急事態解除宣言後においても、原子力災害事後対策に係る総合調整等を担うため、原子力災害対策本部・現地対策本部を存置し、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣が関係機関に対し必要な指示を実施。また、事後対策における市町村長の避難指示・警戒区域設定権についても存置。
- ③ なお、上記に当たっては、地域防災計画の規定上は現状において対応が図られている事項についても、その細目を定める規程類や運用体制等を含め、実効的なものとなるよう留意することが必要である。

2. 地域防災計画において見直し等を要する主な事項等（想定）

上記1を踏まえ、地域防災計画（原子力災害対策編）の一般的な構成例*を参考に、見直しや追加等の検討を要すると想定される主な事項、留意点、参考情報等を整理した。

*「地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル」(科学技術庁・消防庁・資源エネルギー庁。平成12年)

(1) 総則に関する事項

① 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

- 原子力安全委員会の定める防災指針について、原子力規制庁の設置等に伴い、原子力災害対策指針として法定化を検討しているところであり、地域防災計画における名称、位置づけ等についても見直しが必要となる見込み。
- なお、原子力災害対策指針に定めるところにより地域防災計画を策定するための経過期間として、改正法公布の日から半年程度を想定しているところであるが、当該指針においては原子力安全委員会における見直し（例えば下記②等）等も反映していく予定であることから、地域防災計画の改定作業に当たり留意されたい。

② 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

- 原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」（平成23年11月1日）を踏まえ、原子力発電所については、従来の緊急時計画区域（EPZ：Emergency Planning Zone）に代えて、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）を設けることが必要。
- これに伴い、従来 EPZ（原子力発電所から概ね8～10kmの範囲を目安）を重点としていた計画の内容について、UPZ（原子力発電所から概ね30kmの範囲を目安）に合わせた全体的な見直しが必要。また、従来 EPZ の範囲外であったが、新たに UPZ の範囲内に含まれることとなる地方公共団体においては、地域防災計画（原子力災害対策編）を定めることが必要。
- なお、関係地方公共団体において避難計画の見直しを行うに当たっては、従来よりも広い区域を対象として、地域特性を勘案した具体的な避難の方法を検討しておく必要があり、原子力安全・保安院（組織再編後は原子力規制庁）及び原子力安全基盤機構において、広域的な避難に関するシミュレーション等の技術的支援を行う予定。
- また、原子力発電所以外の原子力施設の取扱いについては、おって対応を示す予定。

③ 計画の基礎とするべき原子力災害の想定

- 従来、防災指針等を参考として、計画の基礎とするべき原子力災害の想定が行

われてきたところであるが、福島原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、過酷事故を想定した内容に見直しが必要。

- なお、関係地方公共団体において災害想定の見直しを行うに当たっては、原子力安全・保安院（組織再編後は原子力規制庁）及び原子力安全基盤機構において、放射性物質の拡散等に関するシミュレーション等の技術的支援を行う予定。

④ 緊急事態区分と防護措置の判断基準に基づく意思決定手順

- 防護措置の実施に当たっては、これまで予測的な手法に基づく意思決定を行うこととしてきたが、今後は、事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性、国際基準等を踏まえ、主として緊急事態の区分と区分決定のための施設における判断基準（緊急時活動レベル（EAL : Emergency Action Level）及び環境における計測可能な判断基準（運用上の介入レベル（OIL : Operational Intervention Level））に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築する予定であり、地域防災計画上も導入していくことが必要。
- 上記の EAL 及び OIL に基づく枠組みについて、現在行われている原子力安全委員会における検討等を踏まえ、原子力災害対策指針に定める予定であるが、おつて具体的な内容、時期等について示す予定。

(2) 個別の対策に関する事項（主な検討項目）

① 災害予防対策に関する事項

a. 情報の収集・連絡体制等の整備

- ・ 国、他の地方公共団体、原子力事業者等との確実な連絡体制の確保。また、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークの強化
- ・ 地震や津波等との複合災害においても確実に機能する通信手段の確保

b. 災害応急体制の整備

- ・ 広域的な応援協力体制の拡充・強化
- ・ 過酷事故においても、OFCにて継続的に現地対策本部としての活動を継続することのできる施設、資機材、体制等の整備。また、代替OFCにおける活動環境の確保、OFCからの移転・立上げ体制の確保
→ 原子力安全委員会での議論も踏まえ、OFCの機能や位置等のあり方について検討中。必要に応じ、施設要件等について見直しを予定。
- ・ モニタリングについて、原子力規制庁を司令塔とする指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等との連携体制を確立し、広域に渡るモニタリングを機動的に展開することのできる計画の策定、体制の確保
- ・ 地震や津波等との複合災害に備えた体制の整備（職員の緊急連絡・参集、現地対策本部・合同対策協議会への派遣（派遣できない場合のTV会議等による代替）、モニタリング手段の確保・充実、地方公共団体が災害対応力を失った場合の国等からの受援（移転先の確保、連絡調整）等）

c. 避難収容活動体制の整備

- ・ 原子力緊急事態発生時の PAZ 内における予防的防護措置（初動の緊急避難）に関する計画の策定、即応体制の整備
- ・ モニタリング結果や分析データを踏まえ、緊急時活動レベル（EAL）と防護措置の判断基準（OIL）に応じ、UPZ における避難等の応急対策を迅速に決定・実施するための計画の策定、体制の確保
→ 上記(1)④参照
- ・ 広域避難に対応した計画の策定、避難所や避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保
- ・ 災害時要援護者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保
- ・ 警戒区域を設定する場合の計画の策定、資機材や人員等の確保
- ・ 避難所、避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等に関する日頃からの住民への周知

d. 飲料水、飲食物の摂取制限等

- ・ 飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制整備
- ・ 農林水産物の採取及び出荷制限に関する体制整備
- ・ 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

e. 緊急輸送活動体制の整備

- ・ 避難指示の対象区域等における輸送手段の確保
- ・ PAZ など緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の確保

f. 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

- ・ 災害対応のフェーズや対象区域等に応じたスクリーニング計画の策定、資機材や人員の確保
- ・ 安定ヨウ素剤の適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備、緊急時の手順や体制の整備
→ 原子力安全委員会での議論も踏まえ、上記のあり方について検討中
- ・ 初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制の構築

g. 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- ・ 住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理
- ・ 地震や津波等との複合災害における情報伝達体制の確保

h. 防災訓練等の実施

- ・ 過酷事故や複合災害を想定した訓練の実施

② 災害応急対策に関する事項

a. 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- ・ 原災法第10条に基づく通報事象には至っていないが、その可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障に関し、警戒事象（中レベル事象）とし

て連絡体制を確立

- ・ モニタリングについて、原子力規制庁を司令塔とする指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等との連携体制により、緊急時モニタリングを実施。
- ・ 地震や津波等の影響に伴い一般回線が使用できない場合の具体的な対処

b. 活動体制の確立

- ・ 初動の緊急避難におけるOFCを中心とした周辺地域での活動体制の確立
- ・ 緊急避難完了後の段階における原子力災害被災者生活支援チームと連携したオフサイト対応の実施

c. 屋内退避、避難収容等の防護活動

- ・ 警戒事象（中レベル事象）発生時の災害時要援護者の早期避難準備
- ・ 特定事象（10条事象）発生時のPAZ発動準備、必要に応じ災害時要援護者の早期避難開始
- ・ 原子力緊急事態宣言（15条事象）後のPAZ内の予防的防護措置（避難）
周辺地域への放射性物質の拡散状況等を踏まえたUPZ内の緊急時防護措置（避難、屋内退避等）
- ・ 広域におけるモニタリング結果、放射性物質拡散シミュレーション等のデータに基づく追加的な防護措置（計画的避難等）
- ・ 災害時要援護者に対する移動中及び避難所におけるケアの配慮
- ・ 警戒区域の設定、現地対策本部と連携した運用体制の確立

d. 緊急輸送活動

- ・ PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための交通規制等の措置

e. 救助・救急、消火及び医療活動

- ・ 国、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、災害対応のフェーズや対象区域等に応じたスクリーニングの実施
- ・ 安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合の速やかな配布・服用の実施、アレルギー等への対処態勢の確保

f. 住民等への的確な情報伝達活動

- ・ 災害対応のフェーズや場所等に応じた情報提供の実施
- ・ 心のケア（メンタルヘルス）についての配慮

③ 災害復旧対策に関する事項

- a. 現地対策本部と連携した原子力災害事後対策の実施
- b. 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
- c. 被災者の生活支援、除染、放射性廃棄物の処理等への対処

茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)の見直し事項(案)

現行計画の構成		現行計画の構成	見直し概要	改定内容	9月改定	9月改定
章	節	題名	概要	改定内容	改定方	9月改定の改定
第1章	総則	「原発災害対策指針」の算量				
第1節	計画の目的	1 修正 「原子力災害対策指針」の算量	原災法改正に伴う修正 ○			
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1 修正 国の組織改編に伴う名稱変更等	原災法改正に伴う修正 ○			
第3節	計画の対象となる範囲及び対応					
1	原災法対象事業所及び所在・関係施設市町村等の範囲	7 修正 東海第二原子力発電所のPAZ, UPZ 修正 それ以外の原子力施設のPAZ, UPZ	指針に基づく修正 ○			
表1	主な原子力事業所及び防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲	8 修正 東海第二原子力発電所のPAZ, UPZ 修正 それ以外の原子力施設のPAZ, UPZ	指針に基づく修正 ○			
2	計画における対応	7 修正 過誤事故を想定する旨追加	事故想定の見直し ○			
第4節	特定事象に該当しない事象への対応	9				
第2章	原子力災害原子力災害計画編					
第1節	原子力施設の安全確保の基本方針	10				
第2節	原子力事業者における防災体制の確立等	10				
第3節	国・県・市町村等の連携	11				
第4節	災害応急体制及び設備の整備					
1	オフサイトセンターの整備、管理	12 追加 オフサイトセンターの機能強化、代替オフサイトセンターの確保	○			
2	防災関係機関の体制等	12 修正 救合災害対策本部体制整備(要震確保、通信手段の確保等)	○			
3	広域的応援体制	13 修正 救合災害を想定した受援体制	○			
第5節	各種資料の収集、整備及び調査研究	16				
第6節	情報伝達・生民広報体制の確立					
1	情報伝達・生民広報の手段の整備					
(1) 防災関係機関の相互の連携体制の確保		16 修正 救合災害時に使用可能な効率的な通信手段の確保	地震、津波災害対策計画編に準拠 ○			
(4) 市町村における住民への情報伝播の充実度		16 修正 救合災害時の停電状況(UPSの整備等)の強化	地震、津波災害対策計画編に準拠 ○			
2	住民広報の体制	16 修正 住民等への的確な情報伝達体制の整備	地震、津波災害対策計画編に準拠 ○			
3	住民広報を重点的に実施する範囲	17 修正 PAZ, UPZ設定に伴う見直し				
第7節	緊急時モニタリング体制の整備	17 修正 原子力規制庁を司令塔とした広域モニタリングの展開				
第8節	避難計画等の整備					
1	避難計画等の基本型	18 修正 PAZ, UPZを踏まえ、基本型を再検討	○			
2	設備・体制の整備	19 追加 広域避難への対応	○			
(5) 災害時要援護者避難のための協力体制の構築		20 修正 災害時要援護者の円滑で効効的な避難誘導	地震、津波災害対策計画編に準拠 ○			
(6) 搬送車両の搬送等に関する自衛隊の協力		20 修正 関係機関との緊密輸送活動体制整備	○			
第9節	防災団体資機材の整備	20 修正 広域避難を想定した整備方針				
第10節	緊急被ばく医療体制の確立					
6	安定ヨウ素剤の投与体制の確立	21 修正 安定ヨウ素剤の平常時の配備、緊急時の手順(配布、服用)、体制整備等	○			
第11節	教育及び訓練					
3	住民参加型の原子力総合防災訓練の実施					
(1) 住民に対する防災知識の普及		22 修正 過誤事故や複合災害を想定				
第12節	住民に対する防災知識の普及	23 修正 災害時要援護者の円滑で実効的な避難誘導	地震、津波災害対策計画編に準拠 ○			
第13節	災害時要援護者への対応	24 修正 原子力施設上空の飛行規制				

現行計画の構成		改定内容	
掲載ページ	見直し概要	改定方	9月改定
第3章 原子力災害対応計画			9月以降の改定
第1節 事故発生時ににおける連絡及び初期活動			
1 事故発生時の連絡連絡	25 追加 地震や津波等の影響により、一般回線が使用できない場合の連絡経路に係る対応事項を追加	地震津波災害対策計画編に準拠	○
(1)原子力事業者の行う連報	25 修正 警戒事象(中レベル事象)における連絡体制の確保		○
5 活動体制	26 修正 初動の緊急避難におけるオフサイトセンターを中心とした周辺地域での活動体制の確立		○
(1)県の活動体制			
第2節 特定事象発生時ににおける連絡			
3 関係機関との連携	31 修正 初動の緊急避難におけるオフサイトセンターを中心とした周辺地域での活動体制の確立		○
第4節 緊急時モニタリング	34 修正 原子力規制庁を司令塔とした緊急モニタリングの展開		○
第5節 広報	40 追加 地震や津波等の影響により、一般回線が使用できない場合の連絡連絡に係る対応事項を追加	地震津波災害対策計画編に準拠	○
1 広報の基本方針	42 追加 災害本部のフェーズや場所等に応じた情報提供		○
6 事故の各段階における広報	42 修正 心のケアについての配慮	地震津波災害対策計画編に準拠	○
(3)避難所における広報			
第6節 避難・屋内退避等			
1 避難 屋内退避等の基本方針			
(1)避難・屋内退避等の指揮	43 修正 屋内退避等の実施の指示等	屋内退避避難収容等の防護対策を反映して全面見直し	○
(2)避難・屋内退避等の対応方針			
2 防護対策区域の指定及び避難・屋内退避等の実施の指示等			
(1)防護対策区域の指定			
(2)所在・関係周辺市町村への避難・屋内退避等の実施の指揮等	47 修正	屋内退避避難収容等の防護対策を反映して全面見直し	○
3 避難・屋内退避等の実施方法			
(1)自宅等への屋内退避の実施方法			
(2)避難及びコンクリート屋内退避の実施方法			
4 飲食物・生活必需品等の供給			
5 交通規制・警備等			
第7節 緊急搬送・くま祭			
1 緊急搬送・くま祭の体制	48 修正 初期、二次搬送・くま祭機関における広域的緊急体制の構築		○
(1)自宅等への屋内退避の実施方法			
(2)避難及びコンクリート屋内退避の実施方法			
6 飲食物等に関する指揮	57 修正 飲料水、飲食物の採取制限等		○
第8節 食生活事業所の原子力防災要員等の派遣			
第9節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣	58		
第10節 緊急輸送			
1 緊急搬送	59 修正 PAZ内など緊急性の高い区域から、優先的に迅速かつ円滑に緊急輸送を行っていくための広域的交通管理体制確保		○
3 緊急輸送体制の建立			
第11節 関係機関等への協力要請	60		
第12節 災害時要援護者対応	62 修正 災害時要援護者の円滑で実効的な避難誘導		○
2 避難・屋内退避等	62 修正 方干ドライバーの、屋内退避、避難収容等の防災対策を反映して見直し		○
第13節 防災業務関係者の防護対策	63		
第14節 原子力災害対応本部と連携した原子力災害事後対策の実施	64	追加	現地交換本部と連携した原子力災害事後対策の実施
第15節 放射性物質の除去等	64		
第16節 各種規制措置の解除	64		
第17節 広報	64		
第18節 被害状況の調査等	64		

現行計画の構成	掲載 ページ	見直し概要	改定内容	考示方	9月改定	9月以降 の改定
4 被災者の生活の支援	65	追加	被災者の生活支援、除染、放射廃棄物処理への対応			○
第5節 生民等の健康影響調査の実施	65					
第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等	66					
第7節 物価の監視	66					
第8節 茨城県災害対策本部の解散	66					

茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）

における原子力防災対策の課題等について

目次

次

1 原子力発電所のPAZ及びUPZの設定	1
(1) 予防的防護措置を準備する地域(PAZ)
(2) 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)	1
(3) 茨城県庁	2
(4) 防災資機材	2
(5) 広域応援	2
2 通信・連絡及び住民広報	4
(1) 原子力事業者の通報連絡
(2) 関係機関間の通信連絡	5
(3) 住民広報	6
(4) 県民への普及啓発	8
3 住民避難	9
(1) 交通規制・警備
(2) 避難所の設置	10
(3) 災害時要援護者	11
(4) 一時滞在者	14
(5) 幼稚園、保育所、小中高校等	14
(6) 避難状況の確認	15
4 緊急被ばく医療	1
(1) 緊急被ばく医療機関
(2) スクリーニング	17
(3) 内部被ばく測定	17
(4) 安定ヨウ素剤	18
(5) 健康相談、心のケア	19
5 環境放射線モニタリング	20
(1) 茨城県放射線監視センター
(2) 平常時モニタリング	21
(3) 緊急時モニタリング	21
6 その他	23
(1) 教育・研修
(2) ボランティア	23
(3) 風評被害対策	24
(4) 除染	24
(5) 放射性廃棄物の処理等	25
(6) 被災者生活支援	25

茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）における原子力防災対策の課題について

1 原子力発電所のPAZ及びUPZの設定

アンダーラインは、国のガイドライン

区分	分 事 項	現 状	状	課題						対応状況
				単	独	事 故	複 合	災 害	害	
予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の設定	<u>PAZ内の住民避難等対応</u>	—	—	○PAZが5kmに設定されると、区域内4市村、約6万人が含まれることとなる。	○今後、国から示される方針(EAL基準)に基づき、住民等に迅速に通報し、直ちに避難等の防護対策措置を実施するための体制等の検討が必要。	○防災指針の改定結果や原災法の改定を踏まえ、UPZ内における迅速な避難等の防護対策の検討を行っていく。	○30km圏内14市町村には、平成23年11月30日、平成24年2月8日、国の検討状況、計画のガイドライン等の説明会を開催するなど、必要な情報提供を行っている。	○防災指針の改定結果や原災法の改定を踏まえ、UPZ(対象市町村)の決定、併せてUPZ拡大に伴なう防災計画の策定を行う。	○30km圏内14市町村には、平成23年11月30日、平成24年2月8日、国の検討状況、計画のガイドライン等の説明会を開催するなど、必要な情報提供を行っている。	
緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)の設定	<u>UPZ内における防護対策対応</u> <u>○計画対象範囲の拡大</u>	(茨城県地域防災計画) ○計画対象範囲 県内原災法対象10施設のEPAZを含む9市町村	—	○UPZが30kmに設定されると、区域内含まれる市町村数が14に拡大、対象人口も94万人(市町村人口合計106万人)となる。	○今後、国から示されるしUPZにおいて実施すべき事項(OILの基準)を踏まえ、必要な対策の検討が必要。					

区分	事項	現状	課題			対応状況
			単独	事故	複合	
茨城県庁	県災害対策本部機能の確保	(茨城県地域防災計画) ・原災法第10条事象発生時以降に茨城県災害対策本部が設置される。 ○茨城県庁は東海第二発電所から約20kmに立地	○放射線防護設備の整備等放射線への対応 ○放射線防護資機材の配備	○非常用発電機の燃料確保	○放射線防護設備、資機材の整備等	○放射線防護設備、資機材の整備等については、国の方針を踏まえ、今後検討する。
防災資機材	UPZの拡大等に伴う資機材整備	○原子力施設のEPUZを含む5市町村を対象に配備	○新たにUPZに含まれることとなつた市町村における配備 ○防災関係機関用資機材の確保 ○備蓄数量増など事故の長期化対応	○運搬車両等の燃料確保	○国の防災指針、及び原災法の改定を踏まえ、UPZ内市町村、防災関係機関等に対する資機材(防護服、測定器など)整備を検討する。	
広域応援	他都道府県との応援協定	○防災関連の協定として他都道府県と「災害時の広域応援に関する協定(全国知事会)」「震災時等の相互応援に関する協定(1都9県)」「原子力災害時の相互応援に関する協定(14都道府県)」「5県相互応援に関する協定」を締結している。	○大規模な原子力災害を前提とした住民避難対応、物資、燃料供給等に係る対応について、既締結協定の活用	○複合災害を想定した受援体制(受援の際の優先順位等)の整備 ○応援車両用の燃料供給	○現在、全国、1都9県、14道府県、5県と災害時応援協定を締結している。今後、必要性を考慮し、原子力災害対応について、見直し等の検討を行っていく。 ○応援車両等の燃料供給については、災害時に緊急車両等専用給油所(震災計画平成23年度改定予定)で対応する。	

区分	事項	現状	課題	対応状況
消防、警察の広域応援	(茨城県地域防災計画) ・緊急消防援助隊(消防庁) による支援体制の充実, 市町村相互の応援体制 の整備,充実に努めること としている。 ・県警は,広域緊急援助隊 の支援充実に努めること としている。	○原子力災害時ににおける 具体的な受援体制の整 備 ○応援要員用防災資機材 の備蓄	○複合災害を想定した受 援体制の整備 ○応援車両用の燃料供給	○緊急消防援助隊(消防庁)による支援体制について は、現在消防庁で応援計画の見直しを行っている。 ○警察及び他都道府県警察等との連携により、原 子力災害時の広域緊急援助隊等の応援体制整備を図 る。 ○国の防災指針、及び原災法の改定を待つて、資機材 (防護服、測定器など)整備を検討する。 ○応援車両等の燃料供給については、災害時に緊急車 両等専用給油所(震災計画平成23年度改定予定)で 対応する。

2 通信・連絡及び住民広報

区分	分 事 項	現 状	課 題					対 応 状 況
			単 独	事 故	複 合	災 害	対 応 状 況	
原子力事業者の通報連絡	(茨城県地域防災計画) ・県防災情報NW(原電、原科研、サイクル研、大洗研)及び県・市町村～事業所間専用回線、一般NTT回線の電話・FAX等で必要な連絡を行うこととしている。	(茨城県地域防災計画) ・県防災情報NW(原電、原科研、サイクル研、大洗研)及び県・市町村～事業所間専用回線、一般NTT回線の電話・FAX等で必要な連絡を行うこととしている。	○複合災害時の停電対策 ○地上回線中継局の電源枯渀によるダウン、通話規制等を想定した確実な通信手段の確保	○UPSの整備、非常用電源の確保(緊急用通信機器との接続確認含む)を促す。 ○事業者に対し、複合災害時にも使用可能な確実な通信手段として、衛星(携帯)電話の導入や災害時優先電話の積極的な活用を促す。				

区分	事項	現状	課題	対応状況
県、市町村等関係機関の連絡窓口	複合災害時の対応	(茨城県地域防災計画) ・県防災情報NW及び県 村～事業所間専用回線、 原子力防災NW、一般NTT回線等により必要な連絡を行うこととしている。 (今回震災時の状況)	○複合災害時ににおける確 実な通信手段の確保 ○非常用発電機の燃料の 備蓄	○複合災害に備え、県防災情報ネットワークの機能強化等の検討や、衛星(携帯)電話の導入など複数の通信手段の確保の検討を行う。 ○県と市町村、及び消防本部間の防災行政無線は、全て非常用発電機と接続済み。今後、庁舎など防災行政無線以外にも非常用発電機の整備（接続）を促していく。 ○非常用発電機の燃料確保については、災害時優先供給を受けられる重要な施設の指定（震災計画23年度改定予定）を受ける。

区分	事項	現状	課題	対応状況
住民広報	事故情報、避難指示等の伝達	(茨城県地域防災計画) ・防災行政無線(戸別受信機)、広報車、テレビ、ラジオ、HP等複数手段により広報を行うこととしている。 (今回災害時の状況) ・テレビ、ラジオ、HPが停電により使用できず、各市町村において防災行政無線(広報車はほとんど使用しなかった)により必要な住民広報を行った。 ○津波等による被害、停電・バッテリー切れにより一部使用できなくなつた防災行政無線の屋外子局があつた。 ○戸別受信機については、住民への使用方法に係る周知不足のため使用できなかつた例があつた。	○新たにHPZに含まれることとなつた市町村における防災行政無線等の整備 ○エリアイメール、ラジオ(自家用車避難者用等)の積極的な利用 ○事故発生時ににおける住民への定期的な情報提供、避難等防護対策時ににおける住民への十分な説明実施 ○外国人、災害時要援護者への情報伝達	○停電時における確実な住民広報手段の確保 ○市町村に対し、市町村用防災行政無線の確実、長期の稼動を確保するため、バッテリーの増量や非常用発電機との接続等を促していく。 ○原子力災害情報、避難等防護対策の住民広報について検討する。 ○災害時要援護者(外国人、聴覚障害者等)への情報伝達については、市町村、関係課とも連携し、ボランティアの活用、機器の整備等を検討する。 ○停電時でも乾電池で使用できる戸別受信機の配備地区の拡大を検討する。併せて、取扱方法、特長等の周知を図る。

区分	事項	現状	課題	対応状況
相談窓口の設置	(茨城県地域防災計画) ・窓口設置は、事故の際に は、状況に応じて住民間 い合わせ窓口を設置す ることとしている。 (今回震災時の状況) ○福島原子力発電所事故 発生後、県災害対策本 部の原子力対策班に、 日本原子力研究開発機 構等協力のもとに住民 問い合わせ窓口を設置 した。 ○原子力緊急時支援・研修 センターが、健康相談ホ ットラインを開設し対 応を行っている。	○専門的知識を有する対 応要員の確保 ○住民視点に立った窓口 対応(ファンストップ窓口 の設置等) ○問い合わせ先電話番 号・設置場所の広報 ○要援護者(外国人等)対 象の窓口の設置	○事故発生直後に、関係機関と連携した情報集約、専 門的知識を有する相談要員による相談窓口の設置を 検討する。 ○外国人等の対応については、関係課等が、災害時の 語学ボランティアの活用や外国語相談窓口の設置等 について、対応マニュアル、外国人支援マニュアル の整備を行っている。	○23年3月19日より東日 本大震災総合相談窓口 を設置し、震災に関する 相談とともに、原子力災 害に対する相談について ても、健康・食品・農業・ 避難等の課題に応じて、 府内担当部局への速や

区分	事項	現状	課題	対応状況
単独	事故	複合	災害	
県民への普及啓発	かな誇導を行っている。 また、必要に応じ国等の専門機関の紹介を行っている。			<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、広報紙による情報提供や小中高校生向け副読本の作成を行い、原子力災害時の対応方法に関する必要な広報を行っていく。 ○HPについては、より分かりやすい内容にするため検討を行う。 ○広報による効果測定についても検討を行う。
	(茨城県地域防災計画) ・原子力の基礎知識及び防災対策に関する事項について広報を実施、学校における知識の普及、災害時要援護者に配慮した広報にも努めることとしている。	<ul style="list-style-type: none"> ○全県民を対象とした、広域原子力災害時の放射線防護対策等必要な知識の普及啓発、広報の実施 ○HP内容の再検討 		<p>(今回震災時の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成23年10月、広報紙「ひばり」臨時号を全戸配付した。 ○ラジオ広報

3 住民避難

区 区分	事 項	現 状	課 題			対 応	結 果	状 況
			単 独	事 故	複 合			
交通規制・ 警備	(茨城県地域防災計画)	<p>○避難区域内外における効果的な交通規制(避難道路への流入規制,信号操作,交通誘導,通行規制等)の実施検討</p> <p>・県警において、避難計画等の基本型の方位毎に交通規制,警備体制に係る計画を定め、住民避難時ににおいては、県災害対策本部と連携しながら交通規制を行い、避難車両等の円滑な移動を確保することとしている。</p>	○道路,橋梁不通時の迂回路等の対応	○道路,橋梁不通時の迂回路等の対応	○国の防災指針、及び原災法の改定を踏まえ、検討する。 ○交通規制、警戒等は、大規模災害時には、交通規制に当たる職員も限られてくることから、県、警察、消防等の防災関係機関による役割を分担したマニュアル等の検討を行う。			

区分	事項	現状	課題	対応状況
避難所の設置	(茨城県地域防災計画) ・市町村が、3事業所については、半径3km圏内住民のための避難所、3~5km圏の住民のためのコンクリート屋内退避所をそれぞれ指定し、住民への周知を図ることとしている。また、併せてEPOZ(半径10km圏)内のコンクリート屋内退避所を確保することとしている。 ・その他施設については、EPOZ内住民のための避難所を指定し、住民への周知を図ることとしている。	〇UPZ(半径30km圏) 内全域避難に対応する避難所の確保 〇市町村域外避難時の県及び避難元市町村の要員派遣 〇避難先市町村における避難住民受け入れ体制の整備 〇物資供給体制の確立 〇市町村間協定締結等	〇国の防災指針の改定等を踏まえ、EPOZ内の避難区域の特定等を行い、必要な避難先を検討する。 〇30km圏外避難所については、市町村の避難所に指定されていない県有施設等の利用等を検討する。 〇平成6年に県内全市町村間で締結した「災害時等の相互応援に関する協定」の見直し等を検討する。 〇平成17年度に締結したゴルフ場のクラブハウスを避難所として活用させていただく協定を参考に、同業組合・団体等と災害時の避難所活用の協定締結等を検討していく。	

区分	事項	現状	課題				対応状況
			単独	事業	故合	複合災害	
災害時要援護者	在宅要援護者情報の把握	○市町村において災害時要援護者の避難支援プラン全体計画を策定、要援護者名簿作成のうえ、具体的な避難支援方法を記載した個別計画を策定することとしている。	○UPZ内市町村における要援護者名簿の早期作成、避難支援プラン個別計画の策定				○市町村へ災害時要援護者名簿や避難支援プラン個別計画の早期策定を働きかけており、名簿や計画の策定により居住の状況を把握する。
	避難車両の確保（在宅、病院等保健福祉施設等）	(茨城県地域防災計画) ○車両により搬送を行うこととしている。 ○在宅災害時要援護者の避難対応 ○特殊車両の確保 ○計画では病院等保健福祉施設入所者については、要請に基づき援助を行うこととしている。					○国の防災指針の改定等を踏まえ、県全体で、自衛隊やバス協会、及び病院、福祉施設等との連携の中で、対応を検討していく。 ○市町村へ災害時要援護者名簿や個別計画に登録していない要援護者の把握、及び避難支援プラン個別計画の早期策定を働きかけており、名簿や計画の策定により居住の状況を把握する。

区分	事項	現状	課題	対応結果	状況
支援要員の確保 (在宅、病院等保健福祉施設等)	(茨城県地域防災計画) ・地方自治体が自主防災組織の協力を得、警察、自衛隊、消防団等とともにに避難支援を行うこととしている。	○確実に要員を確保するための災害時支援体制の確立 ○医療機関等との連携 ○自主防災組織、ボランティア等との連携の強化	○国の防災指針の改定等を踏まえ、保健福祉部災害対応マニュアルの見直しを通じて、被災した福祉施設への支援体制について検討している。 ○病院の支援等については、DMAT、JMAT及び日赤等から医療チームの派遣を中心に、「災害拠点病院連絡会議」や「茨城DMAT連絡協議会」での議論等を踏まえ検討を行っていく。 ○災害時ボランティアの事前登録等をすすめ、避難支援の要員確保を図る。 ○災害発生時に福祉救援・ボランティア活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、総合防災訓練や防災ボランティア養成研修会を行っている県社会福祉協議会へ支援を行い、ボランティア活動の活性化を図っていく。	○市町村へ災害時要援護者名簿や個別計画に登録していない要援護者の把握、及び避難支援プラン個別計画の早期策定を働きかけており、名簿や計画の策定により居住の状況を把握する。	

区分	事項	現状	課題	対応結果	状況
	受入施設の確保	(茨城県地域防災計画) ・受入体制の充実している 施設等へ搬送することとしている。	○入院、入所先の確保	○国が防災指針、及び原災法の改定を踏まえ、UPZ、PAZ区域内の対象入所者施設及び入所者数の把握による受入施設の検討を行う。	○災害拠点病院や救急病院などの避難対象施設の把握と受入施設の調整等については、「災害拠点病院連絡会議」や「茨城 DMAT 連絡協議会」等での議論を踏まえ、EMIS 等の活用や DMAT 調整本部等を中心とした調整を検討していく。

区分	事項	現状	課題	対応状況
一時滞在者 観光客、出張者の避難対応	(茨城県地域防災計画) ・市町村は、一時滞在者を含めた避難計画を作成することとしている。	○事故情報、指示内容の伝達方法 ○早期避難の実施	○各市町村が作成する「避難計画等の基本型」等において、多客期も含めて観光客への配慮が十分に行われるよう、観光統計の各種データを提供するとともに、市町村と一体となって検討を行う。	○ウエブ等を活用した観光施設間の非常時連絡体制の構築や観光客への情報提供体制について、検討を行う。
幼稚園、保育所、小中高等学校等	自動・生徒等の避難対応	(茨城県地域防災計画) ・市町村は、学校等における避難等が円滑に実施されるよう、学校等と通報連絡、避難誘導体制についてあらかじめ協議し、体制を整備することとしている。	○避難方法の検討(学校単位で搬送車両により避難、家族単位で自家用車により避難等) ○保護者との連絡体制の検討 ○私立学校における対策	○茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)の「住民避難」に関する内容の見直し等を踏まえて、私立学校に対して市町村との連携による独自の「原子力防災マニュアル」の作成など必要な措置を講じられるよう働きかけて行く。 ○茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)の「住民避難」に関する内容の見直し等を踏まえて、私立学校でも市町村等と協議のうえ「学校における原子力防災マニュアル」の改訂等、必要な措置を講じていく。

区分	事項	現状	課題	対応状況
避難状況の確認		<p>○避難状況の確認方法 ○避難困難者、避難拒否者 発見時における避難支援、関係機関との連携</p>	<p>○県警、市町村と連携し、避難状況の確認方法、及び避難困難者、避難拒否への対応を検討していく。</p>	

4 緊急被ばく医療

区分	事項	現状	課題	対応状況
緊急被ばく医療体制	初期被ばく医療機関における対応	(茨城県地域防災計画) ・救護所の医療班、原子力事業所の医療施設及び5つの医療機関が初期被ばく医療機関として指定されている。 ○上記医療機関は、東海第二発電所から約3.1km～14.1kmの範囲に位置している。	○UPZの広域化に対応した医療機関の追加指定 ○広域災害となり、要医療者が増大した場合における対応	○国の防災指針等の改定にあわせて、医療機関の追加指定及び広域災害対応について検討を行い、その結果を踏まえ、「県緊急被ばく医療活動・健康影響調査マニュアル」の改定を進める。
二次被ばく医療機関		(茨城県地域防災計画) ・水戸医療センター、県立中央病院の2機関が二次被ばく医療機関として指定されている。 ○上記医療機関は東海第二発電所からそれぞれ約23.5km、29kmの箇所に位置している。	○UPZの広域化に対応した、医療機関の追加指定の検討	○国の防災指針等の改定にあわせて、医療機関の追加指定及び広域災害対応について検討を行い、その結果を踏まえ、「県緊急被ばく医療活動・健康影響調査マニュアル」の改定を進める。
三次被ばく医療機関		・放射線医学総合研究所	—	—

区分	項目	現状	課題	対応状況
<u>スクリーニング</u>	避難所に設置する救護所等におけるスクリーニングの実施	○避難所、コンクリート屋内退避所の救護所、保健所等（一時滞在者対応等）等で実施	○救護所の広域設置、分散化への対応検討 ○スクリーニング対象者の増大に対応する要員及び放射線測定器等資機材の確保	○国の防災指針等の改定にあわせて、救護所の広域設置対応、救護所設置チーム（要員の確保）の広域拡大について検討を行い、その結果を踏まえ、防災計画や「県緊急被ばく医療活動・健康影響調査マニュアル」の改定を進める。 ○スクリーニング対象者の増大に対応する要員及び放射線測定器等資機材の確保を検討する。
	車両の除染	—	○汚染車両の除染	○汚染車両の除染方法等についても、検討していく。

区分	事項	現状	課題	対応状況
<u>安定ヨウ素剤</u>	普及啓発	(茨城県地域防災計画) ・安定ヨウ素剤の効果、副作用を住民に広報することとしている。	○平常時からの使用目的や効果、副作用、飲用手順、飲用方法等についての正しい知識の周知徹底	○国の検討結果を踏まえ、市町村広報誌や県広報誌を活用し、安定ヨウ素剤の使用目的や効果並びに配付方法や服用、副作用、アルギギー対処等について周知を図る。
備蓄		○EZ（半径10km圏）を含む市町村に27万6千錠、水戸保健所に27万6千錠、計55万2千錠を備蓄 ○備蓄場所は所在・隣接市町村の市役所・町村役場庁舎、保健センターとしている。	○大規模原子力災害に備えた安定ヨウ素剤の必要数量の確保 ○UPZの拡大に対応した備蓄場所の追加 ○広域避難を想定した備蓄場所の変更	○国の検討結果を踏まえ、UPZ、PAZの設定に基づく、国の配備基準、交付要綱の見直しを待って、備蓄増、及び配備地域の拡大を行う。
配付、服用指示		(茨城県地域防災計画) <配付> ・安定ヨウ素剤は原則、避難所において配布することとしている。 ・安定ヨウ素剤の配付に先立ち、服用方法等について、避難住民に書面に説明を行うこととしている。	<服用> ○混乱時における住民への迅速確実な配付（避難所の広域設置、分散への対応含む） ○服用基準、服用条件（時期、場所）の明確化 ○服用管理（指示後の服用）	○国の検討結果を待って、配付方法や服用方法を定める「県緊急被ばく医療活動・健康影響調査マニュアル」の改定を進める。

区分	事項	現状	課題	対応状況
単独	事故	複合	災害	
・ <u>県災害対策本部</u> は国の現地対策本部の指示(〇FCにおける原子力災害合同対策協議階の協議結果)に基づき、緊急医療センター長を介して、関係市町村長に服用指示を行なうこととしている。	・ <u>茨城県地域防災計画</u> ・避難所の広域設置、分散化・長期化に対応する要員、専門家（心のケア）等の確保	○国の防災指針、及び原災法の改定を踏まえ、検討する。 ○精神保健福祉センター及び各保健所の災害時の体制について検討中である。 ○精神科医療機関や関係団体等への協力依頼を検討中である。		
・ <u>健康相談、心のケア対策</u>				

5 環境放射線モニタリング

区 分	事 項	現 状	課 題				対 応 状 況
			単 独	事 故	複 合	災 害	
茨城県環境 放射線監視 センター	<u>モニタリン グ機能の充 実</u>	<p>○環境放射線監視センタ ーでは災害時に、緊急モニタリングセンターを設置し、関係機関の協力を得て放射能の影響予測・評価を実施、情報提供を行う。また、環境試料の放射性物質濃度測定・評価を行う。</p> <p>○東海第二発電所から約11kmの箇所に位置。</p> <p>○施設には、換気設備等被ばく放射線量を低減するための設備代替となる支所等代用施設はない。</p> <p>(今回の震災時の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> -停電時に非常用発電機が正常に動作し、必要な電源供給が行われた。 ・環境放射線の監視に加え、飲食物等の汚染検査業務のため、経験者等の応援を得、かつ24時間体制で対応した。 	<p>○放射線防護設備の整備など高線量への対応</p> <p>○代替施設の設置</p> <p>○広域災害対応のためのGe半導体検出器等の高精度の測定器の増設</p>	<p>○国の防災指針、及び原災法の改定を踏まえ、緊急モニタリングセンター体制や代替施設を検討する。</p> <p>○23年度中にGe半導体検出器1台を追加整備、24年度は2台更新する。</p>			

区分	事項	現状	課題	対応状況
平常時モニタリング	○EZ (半径10km圏)内の対応を前提としている。 ○固定局は、現在10市町村に41局を設置している。	・UPZの拡大に伴うエリ ア内等必要箇所への固定局の追加	複合災害	○国の防災指針、及び原災法の改定を踏まえ、監視局増に伴う茨城県監視計画の見直しを行う。 ○平成23年度補正予算により、UPZ拡大に伴う固定監視局22基の追加整備を行う予定
緊急時モニタリング	○緊急モニタリング計画に基づき、事故の状況等に応じ、初期モニタリング(迅速な放射線量の把握), 第1段階モニタリング(防護措置の必要性判断), 第2段階モニタリング(広域的)を実施することとしている。(今回の震災時の状況)	○事故時ににおけるUPZ等内における防護対策判断のための移動局等を用いた機動性のあるモニタリング体制の整備	○継続的、確実なモニタリング実施のための停電時ににおける固定局用の非常用発電機の整備	○国の防災指針、及び原災法の改定を踏まえ、緊急環境放射線モニタリングマニュアルの見直しを検討する。

が回復した。 なお、固定局には、非常用発電機は整備していない。 ○福島原子力発電所の事故発生時に福島県との県境付近に移動局を3局設置し、モニタリングを実施した。		

6. その他

区分	分 事	項 現	状 課	課題			対応状況
				単独事故	複合災害	結果	
教育・研修	○県が窓口となって、県、市町村、消防等防災関係職員等の各種研修の受講を推進している。	○新たにIPZに含まれることとなつた市町村における防災要員の受講 ○防災要員の反復、継続的な研修受講 ○分析・測定等技術的専門的な業務に従事する実務者の育成・確保		○県・市町村職員、及び消防・警察等防災関係機関職員対象に、毎年研修を実施してきたが、国の防災指針、及び原災法の改定を踏まえ、内容、対象者数等を検討する。			○災害発生時に福祉救援・ボランティア活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、総合防災訓練や防災ボランティア養成研修会を行つて、いる県社会福祉協議会へ支援を行い、ボランティア活動の活性化を図る。 ○平常時から自主防と民生委員・社協等が連携をとり、要援護者の安全確保に係る協力体制の整備を検討する。 ○災害時に迅速な応急対応が期待できる自主防災組織の組織率の向上を支援する。
ボランティア	自主防災組織、町内会等の活用	○主に災害時要援護者の避難等に協力	○災害時要援護者に係る、行政と自主防災組織等ボランティアとの連携による避難誘導支援				

区分	事項	現状	課題	対応状況
風評被害対策	(茨城県地域防災計画) ・災害復旧時に広報・宣伝等を行うこととしている。	○事故の長期化を想定した対策 (モニタリング・測定結果の広報, 放射性物質に関する正しい知識の普及啓発等)	○県ホームページやラジオ広報等各種広報媒体を活用した、水道水や食品のモニタリング検査結果の迅速かつ適切な情報提供に努める。 ○放射性物質測定結果の広報実施 ○放射性物質に関する正しい知識の普及啓発等を検討する。	
除染	(茨城県地域防災計画) ・災害復旧計画の項目において発災事業者が放射性物質の除去・除染を行うこととしている。	○事故影響の広域化, 事故の長期化対応 ○効率・効果的な除染	○現在実施されている除染措置, 除染作業に係る情報収集を行いながら、防災指針等に基づき、効率・効果的な除染方法に関する取りまとめを行う。	

区分	事項	現状	課題				対応状況
			単独	事故	複合	災害	
放射性廃棄物の処理等	(茨城県地域防災計画) 汚染の拡大防止、放射性物質の除去・除染及び放射線の遮蔽を行う規定はあるが、放射性廃棄物の処理の規定はない。	○放射性廃棄物の処理態勢の整備					○現在実施されている被災者支援に係る情報収集を行なながら、防災指針の改定等に基づき、効率・効果的な廃棄物処理の取りまとめを行う。
被災者生活支援	(茨城県地域防災計画) ・住民相談窓口の設置 ・被災中小企業車、農林水産業者に対する支援 ・損害対策の窓口設置	○迅速、円滑な住民相談 ○迅速な支援態勢の整備					○現在実施されている被災者支援に係る情報収集を行なながら、防災指針の改定等に基づき、効率・効果的な被災者生活支援の取りまとめを行う。